審查基準整理票

処		分		名	結核患者の医療の公費負担の承認	
根	拠	法	令		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)	(条項)第37条の2第1項
基	準	法	令	名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)	(条項)第37条の2第1項
所	管	. 3	部	署	健康保険部(局) 保健予防課	(室) 感染症対策係
標	準如	ひ 珥	!期	間	15 日 法定処理期間	日

【審査基準】 ・文書の名称【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による 医療の公費負担の取扱いについて(平成11年3月19日厚生省保

健医療局長通知)

- · 掲載図書等【感染症法令通知集】
- ・内容 □全部記載 ■一部・項目のみ記載

[結核患者の医療の公費負担の承認に係る審査基準]

結核患者の医療の公費負担の承認に係る審査基準は、感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律第37条の2第1項及び上記文書の名称欄に掲げる通知のとおりとする。

参考

[根拠法令·基準法令]

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(結核患者の医療)

第37条の2 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者 又はその保護者から申請があったときは、当該結核患者が結核指定医療機関において厚生労働 省令で定める医療を受けるために必要な費用の100分の95に相当する額を負担すること ができる。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書 等の縦覧をもって代えることができる。